

一般社団法人千葉県社会福祉士会事務処理規程

規程第 7 号
平成 24 年 10 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 44 条に基づき、本会の事務処理の基準を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(事務処理)

第 2 条 事務処理は、決裁を得て行う。

2 決裁は、会長、副会長、事務局長又はこの規程によりその権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が自らこれを行う。

3 前項の規定にかかわらず、会計にかかる事務処理については、経理規程に従うものとする。

(会長の決裁事項)

第 3 条 本会会長の決裁を要する事項は、別表第 1 に掲げる事項とする。

(副会長の決裁事項)

第 4 条 副会長の決裁を要する事項は、別表第 2 に掲げる事項とする。

(事務局長の決裁事項)

第 5 条 事務局長の決裁を要する事項は、別表第 3 に掲げる事項とする。

(専決事項)

第 6 条 会長、副会長、事務局長が専決する事項は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

(代決処理)

第 7 条 会長が不在の時は、本会会長の承認を得て副会長に決裁を代行させることができる。

2 副会長が不在の時は、事務局長の決裁を代決するものとする。

3 副会長、事務局長がともに不在のときは、あらかじめ本会会長の承認を得て、本会事務局の組織及び運営に関する規程（規程第 5 号）第 6 条に規定する事務局次長に事務を代決させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、代決権者において特に重要又は異例と認められる事項については代決してはならない。

(代決後の処理)

第 8 条 前条の規定により代決した者は、その代決した事務について、速やかに上司に報告しなければならない。

(補則)

第 9 条 この規程の他、事務処理について別に定めがある場合にはそれに基づくものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、事務局長の発議に基づき、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

別表第1 会長の決裁事項

- 1 事務局長の給与に関する事項
- 2 事務局長及び職員の任免に関する事項
- 3 事務局員の昇格に関する事項
- 4 広報誌、ホームページの発行に関する事項
- 5 総会、理事会の招集に関する事項
- 6 本会の事業計画及び予算、ならびに事業報告及び決算に関する事項
- 7 外部団体との連絡調整に関する事項
- 8 他団体への本会後援名義の付与に関する事項
- 9 事務局長の人事考課に関する事項

別表第2 副会長の決裁事項

- 1 事務局員の給与に関する事項
- 2 事務局員の人事考課および事務分掌に関する事項
- 3 その他会長が命じた事項

別表第3 事務局長の決裁事項

- 1 公文書の受信および発信事務に関する事項
- 2 広報誌、ホームページの編集に関する事項
- 3 その他会長が命じた事項

別表第4 専決事項

< 副会長 >

- 1 事務局長の休日勤務及び出張命令に関する事項

< 事務局長 >

- 1 事務局員の休日勤務及び出張命令に関する事項